令和６年度介護報酬改定の経過措置終了による加算届出書類の提出について

日頃より、古河市の介護保険事業においてご協力を賜り、厚く申し上げます。

令和６年度介護報酬改定の改定事項のうち、経過措置が令和７年３月３１日に終了する事項がありますのでお知らせいたします。

　業務継続計画(BCP)の策定及び身体的拘束の適正化措置を実施していない場合、減算が適用されますので、ご確認の上、適切にご対応していただきますようお願いいたします。

提出書類　・介護給付費算定に係る体制等に関する進達書

　　　　　　　　または　介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

　　　　　　　・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

　　　　　　　　または　介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

提出期限　**令和７年３月１５日(土)**

提出方法　メールまたは郵送、窓口 ※ 郵送の場合、期限までに必着

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※窓口の場合は、令和７年３月１４日（金）１７時１５分までとなります

　　　　　 メールアドレス：kourei.kaigo@city.ibaraki-koga.lg.jp

別　紙

**１.業務継続計画未策定減算**

対象サービス(古河市指定)：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、訪問型サービス

**届出がない場合には「減算型」とみなされますのでご注意ください。**(居宅介護支援については届け出の必要はありませんが、適切な請求をお願いします。)

※以下のサービスについては、令和７年３月３１日までは、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、業務継続計画が未策定であっても、減算を適用しないこととされていましたが、令和７年４月以降は、業務継続計画の策定をしていなければ減算適用となりますのでご留意ください。これを踏まえ、**昨年度提出していただいた区分から変更がある場合**には、加算届等を提出してください。

対象サービス(古河市指定)：地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(短期利用型)、看護小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、通所型サービス

**2.身体拘束廃止未実施減算**

対象サービス(古河市指定)：(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)、看護小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(短期利用型)

**届出がない場合には「減算型」とみなされますのでご注意ください。**

３.**重要事項のWEB掲示**

対象サービス(古河市指定)：全サービス

**※これに関しての届出は不要です。適切な対応をお願いします。**

**４.介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1）～（14）の廃止**

　対象事業所（古河市指定）：現時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1）～（14）を算定している事業所

届出がない場合には「加算なし」とみなされますのでご注意ください。

**※上記対象事業所以外にも、令和７年度の加算区分が令和６年度加算区分から変更になる場合は、届出が必要です。**

**※計画書については、現在様式の準備中です。後日ホームページに掲載します。計画書の提出期限は、令和７年４月１５日（火）です。**

・